

医業と消費税

北海道医師会顧問税理士 留日 正

問い:消費税は医業についても課税されるこ とになったと聞きますが、どのように改正さ れたのでしょうか。アウト・ラインだけでも 教えて下さい。

お答え:社会保険による医療等は非課税ですが、 自由診療による医療には消費税が課税されるのは 従前と同様です。今回の改正は、免税点と簡易課 税の金額が引き下げられたということです。

Ⅰ 消費税の仕組み

消費税は、消費に対し、広く薄く負担を求める 間接税です。医療、福祉、教育等の一部を除き、 ほとんど全ての国内における商品の販売、サービ スの提供および保税地域から引き取られる外国貨 物を課税対象として、取引の段階ごとに5%の税 が課されています。

医療については、社会保険等に係る医療等は非 課税とされていますが、自由診療は課税の対象と なっています。なお、助産に係る医療等は自由診 療ですが、特別に非課税とされています。

Ⅱ 改正点① 免税点は1,000万円に

今回の改正で、"免税点"が3,000万円から1,000 万円に引き下げられました。これに伴い、診療収 入が比較的小規模な個人、法人も、場合によって は課税事業者になるケースが十分考えられます。

Ⅲ 改正点② 簡易課税の適用が5,000万円に

従来から"簡易課税"を選択していた、大中医

療機関の多くが面倒な本則課税の対象となること が予想されます。(2億円→5千万円)

№ 留意すべき課税・非課税の判断

① 室料差額の取扱い

特別の病室の提供に対する保険外収入としての 室料差額は、原則として課税取引とされますが、 この場合の特別の病室とは、患者側の方からの申 し出による場合に限られています。したがって、 療養上の必要性がある場合や他の病室が満室であ るため等患者側の希望によらない場合には、その 病室の提供に対する対価は非課税とされます。も ちろん、この場合には、差額徴収自体が認められ ないと思います。

② 自賠責保険に係る収入の取扱い

自動車事故の被害者に関わる診療についてはそ の支払形態が自動車損害賠償責任保険、任意保 険、加害者の自費支払いのいずれの場合であって もその収入は非課税となります。

- ③ その他収入の取扱い
 - (イ)課税:人間ドックの収益、各種健康診断の収 益、美容整形の収益、他の医療機関から検査 の委託を受けた場合の検査収益、各種文書 料、消毒剤、洗濯料、容器料等々。
 - (ロ)非課税:妊娠しているか否かの検査料、妊娠 の判明以降の検診・入院、分娩の介助料・妊 娠中および出産後の入院に係る差額ベッド 料、出産後(2月以内)に行われる母体の回 復検診料、新生児の入院および検診料等々。

V 改正の実施時期

- ① 個人 平成17年1月1日より(前々年が基準) 改正消費税法によれば、個人事業者の場合、 免税点、簡易課税とも、その基準期間(前々 年:平成15年)の消費税法上の課税売上は、平 成15年1月1日から同年12月31日の課税売上と なっています。
- ② 法人 平成16年4月1日より(前々期が基準) 平成16年4月1日以後最初に開始する課税期 間の基準期間(前々期)の課税売上の金額は、 平成14年4月1日から15年3月31日の課税売上 高となっています。
- ※ 基準期間の課税売上が1,000万円以内なら2 年後の期間は免税事業者ということです。